

事 務 連 絡
平成30年2月27日

各都道府県教育委員会都道府県立学校担当課
各都道府県教育委員会市区町村立学校担当課 御中
各都道府県知事部局学校法人担当課

文部科学省初等中等教育局教育課程課

平成30年度理科教育設備整備費等補助金（設備整備）の
事業実施計画の募集について（照会）

平素より学習指導要領の円滑な実施に御尽力いただきありがとうございます。

さて、理科教育設備整備費等補助金における「理科設備」「算数・数学設備」の整備については、平成30年度予算（案）において約16.9億円を計上しているところです。

つきましては、平成30年度に補助を希望する貴都道府県内公立学校及び私立学校の事業実施計画を下記事項に留意の上作成し、以下の送付先まで御提出願います。

なお、事業スケジュール等を含め内容につきましては、平成30年度予算成立前のため、変更が生じる場合があることをご承知置きください。

学習指導要領のポイントである観察・実験を重視した理科教育を実現する環境整備の機会として、ぜひ積極的な活用を御検討くださいますようお願いいたします。

記

1. 提出物

(1) 別紙 平成30年度理科教育設備整備費等補助金【設備整備】事業実施計画一覧

(2) 別表 平成30年度理科教育設備整備費等補助金【設備整備】補助事業者一覧

※公立学校分、私立学校分に分けて、それぞれ御提出下さい。

※都道府県立・市区町村立学校は、公立学校分として取りまとめて作成してください。

※様式は変更せず、また、必ず今回提供する様式を使用してください。

※予算の範囲内で事業費の2分の1（ただし沖縄県については4分の3）を補助するものとなります。

2. 提出期日・方法

平成30年3月22日（木） 締切

Eメールにて、エクセルファイルを御提出ください。（郵送不要）

送付先アドレス : kyozai@mext.go.jp

※計画がない場合もその旨回答願います。

3. 事業実施計画作成にあたっての留意点

- (1) 理科教育設備整備費等補助金交付要綱の趣旨を踏まえ、計画的に整備を図ること。
- (2) 公立学校については、特定の地域に偏らないように配慮すること。
- (3) 義務教育学校及び中等教育学校については、前期課程と後期課程に分けて作成すること。
また、連携型及び併設型の場合は、それぞれ学校種別ごとに作成すること。
- (4) 平成31年度開校予定の学校については、平成30年度補助事業の対象としない。

4. 補助対象経費の算定における留意点

- (1) 補助対象とする経費は、各地方公共団体又は学校法人が購入のために業者に支払う経費とする。（各地方公共団体の条例等に基づいて物品を一括購入し、その購入価格に一定率を上乗せしている場合は、上乗せ額は補助対象経費から除外すること。）
- (2) 小学校（義務教育学校の前期課程を含む）並びに特別支援学校の小学部については取得価格が1組1万円未満の設備、中学校（義務教育学校の後期課程及び中等教育学校の前期課程を含む）並びに特別支援学校の中学部については取得価格が1組2万円未満の設備、高等学校（中等教育学校の後期課程を含む）並びに特別支援学校の高等部については取得価格が1個又は1組4万円未満の設備は、補助対象経費に含まないものとする。
- (3) 学校ごとの補助対象経費は、交付要綱に定める1校あたりの基準金額を限度とする。
- (4) 補助対象となる経費は、交付決定以降のものに限られるので、整備に当たっては十分注意すること。
- (5) 事業実施計画の記入に当たっては、各様式の注意書き等に十分留意すること。

5. 今後のスケジュール

平成30年	3月22日（木）	事業実施計画	提出期限
	3月下旬		内定（予定）
	5月21日（月）	交付申請書	提出期限（予定）
	6月15日（金）	交付決定	（予定）

※ 理科教育設備整備費等補助金の制度について

以下のURLに交付要綱等を掲載しております。ご参照ください。

http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/rikasansuu/

※ 今年度の交付申請を提出されていない（今年度の整備額が「0」の）都道府県・市区町村

・学校法人については、学習指導要領の実施に必要な設備が整備されているかどうか、今一度御確認願います。

※ 小学校から高校までの理科教育設備の充足状況を自己点検できるようにチェックシートを送付いたしますので、今後の環境整備の際に参考にしていただけると幸いです。

【 担当 】

①執行関連 文部科学省初等中等教育局教育課程課 庶務・助成係 菅、佐藤

②制度関連 文部科学省初等中等教育局教育課程課 教育課程第二係 荻野、吉田

電話：03-5253-4111（内線①：2425、②：2613）

Eメール：kyozai@mext.go.jp

当該補助金の申請及び設備のご購入にあたり、補助対象となるかや補助制度等について疑問や不明な点、確認したい事項等がございましたら、遠慮なく上記担当までお問い合わせ願います。